

令和6年4月12日

鯨肉取扱いご担当者 各位

一般社団法人日本捕鯨協会
共同船舶株式会社

【公益需要助成事業】 学校給食枠のご利用にあたって

学校給食用途に提供するための鯨肉販売については、別紙「令和6年度公益向鯨肉販売価格表」に従い、販売することが可能です。

この事業の利用にあたっては(1)利用枠、(2)指定期限、(3)申請/報告ルール の3点を遵守していただく必要がございます。下記に則りご利用下さい。

記

① 事前の申請書の作成について

- イ. 申請書は別紙書式（申請様式第1号）を用いて作成して下さい。
- ロ. 原則として全ての欄への記入が必要です。記入のない場合は、当該文書は無効となります。
- ハ. 申請書の提出方法については「教育委員会、学校又はこれに準じる団体」からの申請書または要請書を添付する方法と、学校給食用として加工・調理等を行う業者からの申請書を提出する方法とがあります。「これに準じる団体」には各地域の学校給食会、学校給食センター、学校給食共同調理場等も含まれます。捺印は公印にてお願いいたします（公印省略の場合は公文書番号明記の事）。
- ニ. 原則として申請書の受付は令和6年4月12日から令和7年2月28日までとなります。

② 実施報告書の作成について

- イ. 報告書は別紙書式（報告様式第1号）を用いて作成して下さい。
- ロ. 原則として全ての欄への記入が必要です。記入のない場合は、当該文書は無効となります。
- ハ. 「提供先学校・給食センター名」の欄には、具体的な学校名ないし学校給食センター名をできる限り記入して下さい。記入欄の数を超過して実施した場合は「学校給食実施報告表【別紙】」をご使用下さい。また、「提供先学校数」は漏れなくご記入下さい。
- ニ. 「教育委員会、学校又はこれに準じる団体」の公印が必要となります。

ホ. 報告書の提出期限を遵守して下さい。(令和7年3月7日までに提出)

※未使用分がある場合は、本事業の報告とは別に提出して下さい。

③ 売渡条件について

イ. 販売計画又は事業計画について、別に定める様式により本協会の承認を得なければなりません。また、販売の条件に反する等の虚偽の使用実態が判明した場合、一般用価格との差額を請求するとともに、以後、状況の改善が明らかになるまでの当分の間、当該団体への販売を行わないものとします。

ロ. 販売計画の承認申請にあたっては、教育委員会、学校又はこれに準じる団体の申請書を添付して下さい。

ハ. 購入代金は原則として、前納といたします。

ニ. 公益用として鯨肉を購入した全ての団体は、本協会に対して別に定める様式に従って、購入した年度内に使用報告もしくは販売報告をする必要があります。

以上